

## 10 日中活動系サービス

日常生活や就労に係るサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
療養介護 身 難	長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障害者に対し、医療機関において、医学的管理の下での食事、入浴等の介護、日常生活上の相談支援や社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援等を行い、利用者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ります。	所得に着目した負担（所得に応じた月額上限の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。）、このほかに食費などの実費	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
生活介護 身 知 精 難	常時の介護が必要な障害者に対し、食事、入浴等の介護や日常生活上の支援、創作的活動や軽作業等の生産活動の機会の提供等を行い、利用者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ります。		
自立訓練 （機能訓練） 身 難	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な身体障害者及び難病患者等に対し、期間を限定し、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。		
自立訓練 （生活訓練） 知 精	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のための支援が必要な知的障害者及び精神障害者に対し、期間を限定し、食事や家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。		
就労移行支援 身 知 精 難	就労を希望し、知識・能力の向上等により企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障害者に対し、期間を限定し、事業所における作業や企業における実習の機会の提供、職場探しや就労後の職場定着のための支援を行い、利用者の適性にあった職場への就労・定着を図ります。		
就労継続支援 （A型） 身 知 精 難	就労に必要な知識・能力の向上により、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。		
就労継続支援 （B型） 身 知 精 難	企業等や就労継続支援（A型）での雇用が困難な障害者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。		

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
<b>就労定着支援</b> 身 知 精 難	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行います。</p>	<p>所得に着目した負担（所得に応じた月額上限の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。）、このほかに食費などの実費</p>	<p>指定事業者            ※事前に市町の支給決定を受ける必要があります。</p>
<b>自立生活援助</b> 身 知 精 難	<p>知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援するサービスです。            定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。</p>		